

泉南市立双子川浄苑管理運営に 関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、泉南市が設置する双子川浄苑を最良の状態で管理運営し、生活環境の保全を図るため、泉南市長（以下「甲」という。）と樫井西町会（以下「乙」という。）との間において、次の通り覚書を締結する。

(施設の環境)

第2条 甲は、し尿処理施設の臭気、水処理、美観の保持等可能な限り公害発生を予防するため、最善の努力をはかるものとする。
2. 甲は、し尿処理施設の環境美化に努めると共に、河川についても大阪府の協力を得て美化に努める。

(施設の操業、増設等)

第3条 甲は、し尿処理施設の操業については、正常な操業に務め環境省の管理基準を厳守すると共に、運営委員会の意見を尊重し、公害発生のないように努める。
2. 甲は、将来既施設の改修や増設の必要が生じたときは、乙と協議する。

(非常時の措置)

第4条 甲は、し尿処理施設の操業について、万一環境省の管理基準を上まわる等の異常が発生した場合、その間操業を停止する。
2. 甲は、し尿処理施設より公害が発生し発生する恐れがあるときは、直ちにその防止措置を講ずると共に、その旨を乙に連絡するものとする。
3. 甲は、公害発生のため乙の地区住民に被災があった場合は、専門査定の基準に基づいて、甲は、誠意をもって対処する。

(監視)

第5条 し尿処理施設の監視については、乙の地区住民参加による運営委員会を構成し監視にあたる。
2. 甲は、運営委員会の意見を尊重し必要な措置を行う。
3. 甲は、乙に対し、し尿処理施設の毎月の放流水の水質検査の状況を定期的に報告するものとする。

(協力金)

第6条 甲は、乙に対し、し尿処理施設設置操業に伴う協力金として、毎年2,700千円を支払うものとする。ただし、今後の協力金の計算根拠は物価上昇率により協議を行う。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成29年7月1日から平成34年6月30日までとする。

(協議)

第8条 この覚書で定めのない事項、疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

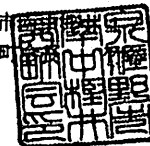
この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月26日

甲 泉南市長 竹中 勇人



乙 泉佐野市 樫井西町会 6-2 一人





更 新 確 認 書

泉南市立双子川浄苑の増設に際し、泉南市と新家下村区との間で、自主環境整備補助金として、昭和54年度より20万円、昭和62年度より66万円、平成4年度より85万円、平成9年度より102万円、平成14年度より102万円、平成19年度より91万円、平成24年度より91万円を補助しているが、今回次のとおり更新する。

記

1. 自主環境整備補助金として平成29年度より91万円を支払う。

以上のとおり確認する。

なお、この更新確認書の有効期限は、平成29年7月1日から平成34年6月30日までとする。

平成29年6月27日

泉 南 市 長 竹 中 勇 人



新 家 下 村 区 奥 田 幸 平



更 新 確 認 書

泉南市立双子川浄苑の増設に際し、泉南市と信達大苗代区との間で、自主環境整備補助金として、昭和54年度より30万円、昭和62年度より100万円、平成4年度より130万円、平成9年度より156万円、平成14年度より156万円、平成19年度より140万円、平成24年度より140万円を補助しているが、今回次のとおり更新する。

記

1. 自主環境整備補助金として平成29年度より140万円を支払う。

以上のとおり確認する。

なお、この更新確認書の有効期限は、平成29年7月1日から平成34年6月30日までとする。

平成29年6月27日

泉 南 市 長 竹 中 勇

信達大苗代区長 柿 花 英 世

